

同一世帯内に複数の障害児がいる場合には、障害児にかかる負担上限月額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者負担上限月額を超えないよう上限額管理を行います。

(例) 次のような2人の障害児がいる世帯の場合

【従来（変更前）】

受給者証番号	児童	支給決定者	負担上限額
0000000001	神戸 一郎	神戸 太郎	4,600
0000000002	神戸 次郎		540

従来、児童1人ひとりに対して上限額管理を行っていた



【今後（変更後）】

受給者証番号	児童	支給決定者	負担上限額
0000000001	神戸 一郎	神戸 太郎	4,600
0000000002	神戸 次郎		

2人の児童にかかる利用者負担額の合計が上限4,600円となるよう上限額管理を行います

★通常の利用者負担上限額管理結果票では、1人の児童についてのみの上限額管理しか行えないため、別に定める「複数児童用の上限額管理結果票」を使って管理を行います★

### 上限額管理事務の手順

#### 1. 対象者の把握

○保護者へ「同一世帯で複数児童が障害児通所支援を利用していないか」を確認

- ・複数障害児上限額管理事務を行う可能性がある場合（※）には、受給者証の特記事項欄に「複数障害児あり」と記載されています。サービス利用に係る契約等で保護者と面会をする機会等に、家族状況を把握し、受給者証の表示を確認して下さい。
- ・同一世帯で複数児童が障害児通所支援を利用していない場合でも、「今後利用することになった場合は利用している事業所へ連絡いただく」よう保護者へ依頼して下さい。

(※) 兄弟の支給決定が同時期に行われるわけではないため、受給者証に記載されない場合があります。

## 2. 上限額管理事務を行う事業所の選定

### ①契約しているすべての事業所の中から上限額管理事業所を選定

- ・現在、兄弟姉妹で上限額管理事業所が異なる場合、同一の上限額管理事業所となるよう変更の手続きをお願いします。
- ・利用者負担上限月額が0円の場合、利用者負担額が発生せず、上限額管理も必要ありませんので、上限額管理事業所の選定は不要です。
- ・上限額管理事業所選定の優先順位等は通常の上限額管理の場合と同様ですが、通常の上限額管理と次に示す点が異なるため注意して下さい。

### 【複数障害児の上限額管理事業所選定に係る注意点】

#### I. 共通する事業所を利用している場合

児童	利用している事業所	上限額管理事情所
兄（一郎）	A・B	B
弟（次郎）	B・C	

#### II. 共通する事業所を利用していない場合

児童	利用している事業所	上限額管理事情所
兄（一郎）	A・B	A
弟（次郎）	C・D	

- ・同一世帯で複数児童がそれぞれ違う事業所を利用している場合、兄弟の把握は保護者に確認下さい。
- ・上限額管理事業所の決定基準（優先順位等）は特にありませんが、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」において「原則として契約日数の多い事業所とする」と記載があるため、兄弟姉妹で複数事業所を利用している場合は、契約日数等を考慮し、保護者の希望等を確認し、決定して下さい。

※兄が事業所 A・B、弟が事業所 C・D をそれぞれ利用し、事業所 A が上限額管理事業所となる場合、弟については事業所 A と関係（契約・利用）がないにもかかわらず、事業所 A が上限額管理事業所となる場合があります。

※どの児童とも契約のない事業所は選定できませんので、選定した上限額管理事業所が同一世帯の児童全員との契約を終了した場合には他の上限額管理事業所を選定しなおす必要があります。

### ②保護者は、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を提出する必要があります。

※この届出がなく複数障害児上限額管理を行い、国保連に請求明細書を送信するとエラーとなることは通常の上限額管理と同様です。

### 3. 上限額管理事業所の登録手続き

上限額管理事業者は、「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」に必要事項を記入のうえ、保護者に渡し、受給者証とともに受給者証に記載されている問い合わせ先の区役所等に提出するよう勧奨して下さい。

提出があれば、区役所等で受給者証に上限額管理事業所名を記載するか、又は、受給者証の持参がない場合等は、上限額事業所名の記載された後日受給者証を再発行します。

上限額管理事業所は、受給者証の事業者記入欄に記載されているその他の契約事業所に、上限額管理事業所になった旨をご連絡下さい。

### 4. 複数児童の上限額管理事務の方法

神戸市では、独自助成を行っているため、国の基準とは異なる上限額が設定されていることがあります。下記を参考に、世帯の上限額をご確認下さい。

例) 世帯で4,600円を超えないように上限額管理を行います。

兄弟姉妹で、それぞれ受給者証の福祉部分に記載されている金額のうち、一番高い金額が世帯の上限額です。

受給者証番号	支給決定者	児童名	国上限額	市上限額(福祉部分)
0000000001	神戸 一郎	神戸 太郎	4,600	4,600
0000000002	神戸 次郎		4,600	540
0000000003	神戸 三郎		4,600	540

①上限額管理事業所は、関係する事業所の1か月の利用状況を「利用者負担額一覧表」等で把握します。

②上限額管理事業所は、「利用者負担上限額管理結果票(複数障害児用)」を作成し、関係事業所へ写しを送付します。

※上限額管理事業所のみで負担上限月額に到達したときは、それを関係する事業所に通知することによって金額の連絡を省略することができますが、上限額管理結果票には利用のあったすべての事業所の番号等を記載しなければならないため、関係する事業所の利用の有無を必ず把握して下さい。この点は通常の上限額管理と同様です。

③上限額管理事業所および関係事業所は、上限額管理結果票に基づいて国保連への請求明細書の上限額管理関係欄を記入し送信します。

上限額管理事業所は、複数児童の上限額管理をした場合、現在、同一世帯での上限額管理を行う場合の上限額管理結果票は、国保連のシステム上対応していません。そのため、国保連に送信せず、A4用紙に印刷したものを、毎月10日までに神戸市障害者支援課宛に

郵送または持参して下さい。

神戸市では、紙で提出された上限額管理結果票の内容と国保連に送信された請求明細書の内容を照合し、一致していれば、上限額管理正常と判断します。（上限額管理結果票を送信しないことによるシステム上の警告メッセージは無視して下さい）

利用者負担額が上限管理額と異なる場合は、利用者負担額①を上限額管理結果票に記載の額に変更して国保連に伝送してください。

※市に提出する上限額管理結果票は、提出時には利用者確認欄が未済でもかまいませんが、すみやかに確認を受け、事業所内に保管するようにしてください。実地指導等で確認する場合があります。

## 5. 上限額管理加算の算定について

### ①上限額管理加算の算定ができる場合

上記の事務を行った上限額管理事業所については、上限額管理加算を算定することができます。ただし、請求ができるのは、世帯で一人分のみです。

### ②上限額管理加算の算定ができない場合

同一の保護者が複数の障害児の支給決定を受ける場合であっても、複数の障害児が上限額管理事業所の事業所でのサービスのみ利用する場合（例 兄（一郎）・弟（次郎）が事業所 B のみを利用する場合）上限額管理加算を算定することはできません。

しかし、当該請求に係る国保連に送信された請求明細書の利用者負担額については、通常の場合と異なるため、市の審査においてそれぞれの児童に係る利用者負担額の内訳を把握し、請求明細書の内容と照合する必要があるため、必ず上限額管理事業所でのみの利用の場合も、「利用者負担上限額管理結果票（複数障害児用）」を作成し、毎月 10 日までに郵送または持参してください。

## 6. その他

利用者負担上限額管理事務依頼届出書・利用者負担上限額管理結果票は神戸市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaiji-sekyu.html>

(注意点)

①同一人で障害福祉サービスと障害児通所サービスを利用している場合は、これまで通り、それぞれの受給者番号ごとに利用者負担額を精算します。(例：1人で短期入所と、放課後等デイサービスを利用)

②同一世帯で障害福祉サービスと障害児通所サービスを利用している場合は、これまで通り、1人1人に対して利用者負担額を精算します。(例：兄は生活介護 弟：放課後等デイサービス)

※①や②の場合や、世帯での負担をそれぞれ精算後、負担上限額を超過する場合には、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を行います。

神戸市 福祉局  
障害者支援課  
藤原・山西・阿部  
TEL：078-322-6780  
FAX：078-322-6065